

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和2年12月10日(木)
午後0時57分～午後1時38分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 菅原和子
委員 千葉栄幸 委員 大友康信
委員 佐々木哲男 委員 及川秀一
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席をした者の職氏名 建設部長 三浦 仁
建設部次長兼 馬場 浩一
都市計画課長 村上 諭
土木課長 村 上 諭
閑上・北釜整備課長 車塚 仁悦
建設部企画員兼 大沼 孝宏
土木課長補佐 渡邊 文彦
都市計画課補佐兼 建設係長
閑上・北釜整備課 技術補佐兼 大友 博明
閑上・北釜整備係長 土木課主幹兼 熊谷 恵美
土木総務係長 都市計画課技術主幹兼 伊藤 功
公園係長

6 事務局職員 事務局 長 相澤 幸也
次長兼議会総務係長 西村 雅裕
主 査 丹野 宏俊

7 付議事件

- (1) 議案第99号 名取市道路占用料条例の一部を改正する
条例
- (2) 議案第100号 名取市公共物管理条例の一部を改正する
条例
- (3) 議案第101号 名取市都市公園条例の一部を改正する条
例
- (4) 議案第115号 市道路線の廃止について
- (5) 議案第116号 市道路線の認定について
- (6) 議案第117号 指定管理者の指定について
- (7) 陳情第7号 上余田1号幹線の水路整備についての陳
情
- (8) 陳情第8号 市道袖山線の改良整備に関する陳情
- (9) 陳情第9号 市道田高沢目線の全面改修整備と県道
としての維持管理を求める陳情
- (10) 陳情第10号 鹿島草倉田線の道路拡幅の早期着工・完
成に関する陳情
- (11) 陳情第11号 山神線及び成田線の道路拡幅に関する陳
情
- (12) 陳情第12号 飯塚成田線の早期完成に関する陳情

午後0時57分 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第99号 名取市道路占用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 本会議で電柱の件でお尋ねしました。道路占用料については、占用する者の利益を考えて、その道路に対する使用料として徴収するという内容でした。利益ということでは、電柱に限らず、例えば市役所の敷地内に郵便ポストやATM、公衆電話があります。こうしたものは市で依頼して設置しているのか、事業所などから申入れがあって設置しているのか、その辺りをお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木総務係長。

○土木課土木総務係長（熊谷恵美） 庁舎敷地内のATM等については土木課ではなく財政課の所管なので把握していませんが、道路敷などにポスト等が設置されており、占用料を徴収しています。これらは郵便局などからの申請に基づいて徴収しているところです。

○委員長（小野寺美穂） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 庁舎敷地内のことは次の公共物管理条例で聞けばよかったです。要は電柱に限らず、ポストも含めていろいろなものが道路に設

置されていると思います。利益に対して占用料を一律に徴収というのは国の考え方なのかもしれませんが、市民の利便性を考慮して設置する場所を選定している意味合いが強いと思うので、市独自に判断することはできないのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木総務係長。

○土木課土木総務係長（熊谷恵美） 道路占用料条例に示している単価は道路法施行令に基づいています。一方で、道路法施行令とは別に「占用料徴収事務の取扱いについて」という通達が国から出ており、減免あるいは免除の対象になるものが示されています。それに該当するものであれば、条例に定めた単価に軽減率を掛けて占用料を徴収しているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 議案第99号と第100号にも関係すると思いますが、増収になる金額はどのくらいなのか、全体の合計でも構わないので捉えていければ伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木課長。

○土木課長（村上 諭） 比較対象として令和元年度の収入調定額を基に試算しておりまして、道路占用料が284万7,136円の増額です。公共物使用料が222万7,463円の増額です。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 別表の中に「共架電線その他上空に設ける線類」とあります。これは道路の上に電線や電話線をはわせるものだと思いますが、かなりの本数があり、道路を横断しているものも結構あります。そういったものの長さを考慮しているのかどうか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木総務係長。

○土木課土木総務係長（熊谷恵美） 基本的には東北電力あるいはNTTからの申請に基づいた数量で計算しており、道路の占用箇所長さ分徴収しているところです。

○委員長（小野寺美穂） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 1本の電柱から線が何本も走っていて、1本当たりの長さだとするとかなりの長さになると思うのですが、そのような計算の仕方な

のでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 分 休憩

午後 1 時 7 分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。答弁、土木総務係長。

○土木課土木総務係長（熊谷恵美） 電柱に架かっている線の条数掛ける長さで計算しています。1 条当たりの長さは30メートルと言われており、例えば3 条架かっている電柱でしたら、単価掛ける3 条掛ける30メートルといった計算になります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） うちの近所の道路にほとんど使われていない公衆電話があります。交差点の部分なのですが、大分傾いており、歩行する際に支障になっています。例えばそれを撤去してほしいという場合、市またはNTTに対してどのような手続をすればいいのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木課長。

○土木課長（村上 諭） それが道路占用物であれば、管理者である市から伝えますが、公衆電話は災害時に携帯電話がつながりにくい場合に非常に頼りになったということがあります。公衆電話については一概に障害物と捉えずに、災害時に頼りになるツールということで今後も占用を認めていきたいので、修繕を依頼したいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 撤去が難しいということであれば、大分傾いてきているので、見ていただいて修繕をお願いしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第99号 名取市道路占用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 名取市公共物管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 公共物の使用料ということで、例外規定というか、設置しているけれども使用料を徴収しないという規定や例があればお聞きしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木総務係長。

○土木課土木総務係長（熊谷恵美） 今すぐに思いつくところとしては、杜せきのした地区は防災安全のまちということで、町内に防犯カメラなど緊急通報システムが設置されています。それについては、道路占用あるいは公共物使用の箇所があるのですが、その事業を鑑みまして、免除ということで手続をしています。ですから、占用物や使用物がどういった性格のものなのかによって取扱いを判断している物件があることは事実です。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第100号 名取市公共物管理条例の一部を改正する条例を採決

いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 名取市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 使用料は道路占用料や公共物と同じなのだと思います。ということは、土地の評価も同じという解釈なのかと思いますが、その辺の根拠というのは全国一律の考え方なのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 都市公園の使用料は道路占用料に準じているということで、全国一律の考え方と捉えているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第101号 名取市都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 市道路線の廃止について及び議案第116号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

これより、議案第115号及び議案第116号について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 議案第115号と議案第116号で、今回、市道が廃止されてまた新たに認定されるわけですけれども、外れたところはもう道路でなくなるのか、その取扱いについて伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木課長。

○土木課長（村上 諭） 北釜地区防集移転元地等整備事業の事業地内となるのが、下7北釜5号線と下51北釜中線の2つです。それから、下9台林線ですけれども、途中で市道北釜線に向けて折れ曲がっています。その先線については、第2次防御ラインである市道広浦北釜線から農地に入る道路と、仙台空港の進入灯を維持管理するための道路として現況が残るものです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第115号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第115号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより、議案第116号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第116号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第116号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第117号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第117号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第99号から議案第101号まで及び議案115号から議案第117号までに対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 7 分 休憩

午後 1 時 1 8 分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

次に、付議事件の（7）陳情第7号 上余田1号線の水路整備についての陳

情から(12) 陳情第12号飯塚成田線の早期完成に関する陳情までを一括議題といたします。

陳情6か件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案6か件について、書記をして説明をいたさせます。

その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記(丹野宏俊) [資料により説明をなした]

○委員長(小野寺美穂) ただいま、書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。暫時休憩いたします。

午後1時37分 休憩

*休憩中の要旨

・委員長案のとおりとすることとした。

午後1時38分 再開

○委員長(小野寺美穂) 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、原案のとおりとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野寺美穂) 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野寺美穂) 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1 時 3 8 分 散会

令和 2 年 1 2 月 1 0 日

建設経済常任委員会

委員長 小野寺美穂